

「各試行自治体において実施された試行
内容及びその結果」

事例 1

事例 2

事例 3

事例 4

事例 5

事例 6

試行自治体 事例 1 (自治体●●●)

I 債権回収の取組みの全体像

1. 対象債権	自力執行権を有する債権	自力執行権を有しない債権
		母子寡婦福祉資金貸付金
2. 全庁的な効果	<p>(※本貸付金について)</p> <p>●●●の母子寡婦福祉資金貸付金の未収金額(元金)は、約118,392千円(平成26年1月31日時点)であるが、●●●からの再三の催告にも応じない回収が困難と思われる債権(過年度分=委託債権)38,114千円のうち3,473千円(委託債権額の9.1%)を1ヶ月足らずの期間で回収することができた。</p>	
3. 全庁的な課題	<p>(※本貸付金について)</p> <p>福祉的性格の強い本貸付金については、償還事務に特段の配慮と困難を伴うとともに、滞納者の管理に多くの労力と時間を費やしている。また、徴収事務にあたって専門的な知識・経験を持った職員がいない。</p>	
4. その他特記事項	—	

II 債権種類ごとの取組み内容

(1) 債権名：母子寡婦福祉資金貸付金(自力執行権 あり・なし)

1. 開始時期	平成25年度
2. 開始理由	未収金(特に回収が困難な債権)が増加しているため。
3. 内容	<p>複数債権一元化・共同処理・徴収支援・民間委託</p> <p>(詳細)</p> <p>・再三の催告にも納付に応じない者や、●●●外等の遠方に転居し回収に必要以上に費用がかかる者等、回収が困難な債権(過年度未払分)について、①催告及び収納業務、②債務者に係る調査業務、③納付相談業務、等を委託している。</p>
4. 委託先	サービサー
5. 委託先決定の評価方法	<p>一者との随意契約・価格競争のみ・価格と技術の総合評価・その他</p> <p>(詳細、補足等)</p> <p>・公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案を行った者を委託</p>

	先として決定した。		
6. 委託実績 (平成 25 年 12月～26年1 月)	委託債権額 (A)	38,114 千円	委託債権額に占める割合
	現金回収額 (B)	3,473 千円	(B) ÷ (A)
	※ (D) の額は含まない		9.1%
	分納合意額 (C)	— 千円	(C) ÷ (A)
	分納合意額のうち、実際に支払われた額 (D)	— 千円	— %
	回収見込額 (E)	3,473 千円	(E) ÷ (A)
	委託金額のうち、免除 (自治法施行令171条の7) 又は放棄 (自治法96条1項10号、各自治体の条例等) した額 (F)	0 千円	(F) ÷ (A)
			0%
	処理した債権額合計 (G)	3,473 千円	(G) ÷ (A)
			9.1%
	残額 (H) = (A) - (G)	34,641 千円	(H) ÷ (A)
			90.9%
7. 委託料 (同上)	(I) 656 千円	(B) + (D) (回収した現金総額) に占める割合	I ÷ (B + D)
			18.9%
	委託料の決定方法 (固定・成功報酬) 回収実績額の 18.0% に消費税及び地方消費税を加えた額。		
8. 情報共有	自力執行権を有する債権との共有 あり・なし		
	(情報共有の内容)		
	自力執行権のない債権との共有 あり・なし		
	(情報共有の内容)		
9. 定性的な効果	受託者 (サービサー) の会社名で催告をすることで、長年、●●●からの催告では接触の取れなかった滞納者が連絡をしてくるようになった。		
10. 課題	単年度契約とした場合、契約事務の手続きや債権精査等に相当の時間を要し、受託者の回収期間が短期間になってしまうことから、次年度以降については複数年度契約を予定している。		

試行自治体 事例2（自治体●●●）

I 債権回収の取組みの全体像

1. 対象債権	自力執行権を有する債権	自力執行権を有しない債権
		奨学金貸付金
2. 全庁的な効果		
3. 全庁的な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・他にも多くの滞納債権を抱えており、全庁的に対応を検討する会議が設置されているが、実効的な動きもなく、債権回収の全庁的な一元化も進まない。 ・自力執行権を有する債権でないと、臨時訪問をして債務者と接触できてもその場で債権を回収（集金）できないなど、労力の割に債権回収に繋がらない。 	
4. その他特記事項		

II 債権種類ごとの取組み内容

（1）債権名：奨学金貸付債権（自力執行権 なし）

1. 開始時期	平成 25 年度		
2. 開始理由	滞納額が年々増加しているため。		
3. 内容	複数債権一元化・共同処理・徴収支援・民間委託		
4. 委託先	サービサー		
5. 委託先決定の評価方法	<p>価格と技術の総合評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格と技術の評価の比重（価格点：技術点＝5：95） ・企画提案書で技術を評価し、最も高い評価を得た者と見積もり合わせをして決定した。 		
6. 委託実績 （平成 25 年 9 月～平成 26 年 1 月）	委託債権額（A）	13,568 千円	委託債権額に占める割合
	現金回収額（B） ※（D）の額は含まない	3,941 千円	（B）÷（A） 29.0%
	分納合意額（C）	6,700 千円	（C）÷（A） 49.4%
	分納合意額のうち、実際に支払われた額（D）	1,391 千円	
	回収見込額（E）	（B）＋（C） 10,641 千円	（E）÷（A） 78.4%

	委託金額のうち、免除（自治法施行令171条の7）又は放棄（自治法96条1項10号、各自治体の条例等）した額（F）	0千円	$(F) \div (A)$ 0.0%
	処理した債権額合計（G）	$(E) + (F)$ 10,641千円	$(G) \div (A)$ 78.4%
	残額（H）	$(A) - (G)$ 2,927千円	$(H) \div (A)$ 21.6%
7. 委託料 （同上）	$(B) + (D)$ （回収した現金総額）に占める割合 （I）1,159千円	$I \div (B + D)$ 21.7%	
	経費の決定方法（固定・成功報酬） 現金回収額の28%		
8. 情報共有	自力執行権を有する債権との共有	あり・なし	
	（情報共有の内容）		
	自力執行権のない債権との共有	あり・なし	
	（情報共有の内容）		
9. 定性的な効果	サービサー名で催告を出すことで、職員が連絡しても反応しなかった滞納者が連絡してくるようになった。		
10. 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・委託初年度ということもあり、委託した債権の債務者から、●●●に対し、苦情の電話が何件かあった。 ・●●●とサービサーの間で、委託債権に関する一切の窓口はサービサーに一本化する約束となっていたが、●●●の臨時職員が誤って委託債権の債務者に督促の電話をかけてしまい、交渉が一時的に混乱する場面があった。 ・●●●の規則上、委託債権であっても、債権が回収された時点で延滞金を計算し、債務者に請求し、それが期日まで納入されなかった場合、●●●名で督促状を発送しなければならないことになっていた。そのことについて、受託者と協議した結果、元金が完済されていない債務者に対し、●●●から督促状を送ると、交渉が混乱するので止めて欲しいという要望があり、運用上元金が完済されていない債務者には督促状を発送していない。 <p>このことについて、委託債権の督促に関しては、●●●の規定の対象外としてもらえるよう●●●の規則の改正要望をしている。</p>		

試行自治体 事例3（自治体●●●）

I 債権回収の取組みの全体像

1. 対象債権	自力執行権を有する債権	自力執行権を有しない債権
		●●●立病院の診療料金等
2. 全庁的な効果	開始して間もないため、まだ、問題点等の整理・検討はしていない。	
3. 全庁的な課題	開始して間もないため、まだ、問題点等の整理・検討はしていない。	
4. その他特記事項	開始して間もないため、まだ、問題点等の整理・検討はしていない。	

II 債権種類ごとの取組み内容

(1) 債権名： 県立病院の診療料金等 (自力執行権 あり・なし)

1. 開始時期	平成25年度		
2. 開始理由	専門的ノウハウ等を有する者を活用して未収金額の縮減を図るため。		
3. 内容	複数債権一元化・共同処理・徴収支援・民間委託 (詳細) ・民間委託：調定後概ね1年を経過しても、分納等に応じない未納者を対象に、①弁護士法人に所属している弁護士連名での催告書の送付、②反応があった者への納付相談、③弁護士法人名口座への入金又は分納合意書の徴求、等裁判外の事務を委託している。		
4. 委託先	弁護士（法人）		
5. 委託先決定の評価方法	一者との随意契約・価格競争のみ・価格と技術の総合評価・その他 (詳細、補足等) 公募型プロポーザルにより、委託料の金額、未収金回収の委託業務の実績、催告実施の方法等について点数化をし、最も高い点数を得た者と契約を締結した。		
6. 委託実績 (平成25年 12月31日現在)	委託債権額 (A)	16,000 千円	委託債権額に占める割合
	現金回収額 (B)	503 千円	(B) ÷ (A)
	※ (D) の額は含まない		3.1%
	分納合意額 (C)	0 千円	(C) ÷ (A)

			0%
	分納合意額のうち、実際に支払われた額 (D)	0 千円	
	回収見込額 (E)	503 千円	(E) ÷ (A) 3.1%
	委託金額のうち、免除 (自治法施行令171条の7) 又は放棄 (自治法96条1項10号、各自治体の条例等) した額 (F)	0 千円	(F) ÷ (A) 0%
	処理した債権額合計 (G)	503 千円	(G) ÷ (A) 3.1%
	残額 (H)	15,497 千円	(H) ÷ (A) 96.9%
7. 委託料 (同上)	(I) 158 千円	(B) + (D) (回収した現金総額) に占める割合 503 千円	(I) ÷ (B + D) 31.4%
	委託料の決定方法 (固定・成功報酬) 現金回収金額の 30% (消費税込み 31.5%)		
8. 情報共有	自力執行権を有する債権との共有 あり・なし		
	(情報共有の内容)		
	自力執行権のない債権との共有 あり・なし		
	(情報共有の内容)		
9. 定性的な効果	弁護士連名で催告することにより、職員が連絡しても反応のなかった未納者からの問合せが病院にきている。		
10. 課題	開始して間もないため、まだ、問題点等の整理・検討はしていない。		

試行自治体 事例4（自治体●●●）

I 債権回収の取組みの全体像

1. 対象債権	自力執行権を有する債権	自力執行権を有しない債権
		母子寡婦福祉資金債権
2. 全庁的な効果	無記載	
3. 全庁的な課題	<p>全庁的な取組みとして、平成24年3月に税外未収金縮減対策委員会を設置し、未収金の縮減のために取り組んできている。</p> <p>しかし、多くの資金で滞納債権を抱えており、徴収体制や債権管理の手法が十分に構築されていないため、総合的な回収が十分行われていない。</p> <p>また、それぞれの資金でノウハウの蓄積が十分に出来ず、継続的な取組みの強化ができていない。回収に関する業務に対して十分な職員・時間も充てられない状況である。</p>	
4. その他特記事項	無記載	

II 債権種類ごとの取組み内容

(1) 債権名：母子寡婦福祉資金（自力執行権あり・なし）

1. 開始時期	平成25年10月から
2. 開始理由	徴収率・額が低下したため。
3. 内容	<p>複数債権一元化・共同処理・徴収支援・<u>民間委託</u></p> <p>（詳細）</p> <p>・民間委託 過年度分の未払い分について、①サービサー名での催告、②反応があった者への納付相談、③サービサー名義の口座への入金または分納対応等を委託している。</p>
4. 委託先	サービサー
5. 委託先決定の評価方法	<p>一者との随意契約・価格競争のみ・<u>価格と技術の総合評価</u>・その他</p> <p>（詳細、補足等）</p> <p>・企画提案書で技術を評価し、最も高い評価を得た者と見積もり合わせをして決定した。</p>

6. 委託実績 (平成25年10月～26年1月)	委託債権額 (A)	(A) 17,148 千円	委託債権額に占める割合
	現金回収額 (B)	1,126 千円	(B) ÷ (A)
	※ (D) の額は含まない		6.6%
	分納合意額 (C)	2,308 千円	(C) ÷ (A)
	分納合意額のうち、実際に支払われた額 (D)	109 千円	
	回収見込額 (E)	(B) + (C) 3,434 千円	(E) ÷ (A) 20.0%
	委託金額のうち、免除 (自治法施行令 171 条の 7) 又は放棄 (自治法 96 条 1 項 10 号、各自治体の条例等) した額 (F)	(F) 0 千円	(記入不要) (F) ÷ (A) %
	処理した債権額合計 (G)	(E) + (F) 3,434 千円	(G) ÷ (A) 20.0%
残額 (H)	(A) - (G) 13,714 千円	(H) ÷ (A) 80.0%	
7. 委託料 (同上)	(I) 389 千円	(B) + (D) (回収した現金総額) に占める割合	(I) ÷ (B + D) 31.5%
	経費の決定方法 (固定・成功報酬) 現金回収額の 31.5%		
8. 情報共有	自力執行権を有する債権との共有	あり・なし	
	(情報共有の内容)		
	自力執行権のない債権との共有	あり・なし	
	(情報共有の内容)		
9. 定性的な効果	サービス一名で催告を出すことで、職員が連絡しても反応しなかった滞納者や連帯保証人が連絡してきた。		
10. 課題	無記載		

試行自治体 事例5（自治体●●●）

I 債権回収の取組みの全体像

1. 対象債権	自力執行権を有する債権	自力執行権を有しない債権
		水道料金、●●使用料
2. 全庁的な効果	<p>●●●では、税・保険料・料金・使用料について徴収業務を一元化しており、そのうちの私債権に当たるものについて、弁護士と債権回収委託契約を締結し、回収を図った。</p> <p>弁護士からの催告書により、今まで●●●から督促状や催告書を送付しても何ら反応が無かった滞納者が、分割納付・分納誓約書の提出・完納に至るなどの状況が見られた。</p> <p>平成25年8月に契約締結以降、12月末現在で委託対象額の12.5%を回収した。</p>	
3. 全庁的な課題	<p>(1) 対象者は、委託した債権以外にも滞納があるケースが多い。</p> <p>(2) 委託した債権から優先的に納付された場合、他の科目の納付（回収）が遅れるという問題がある。</p> <p>(3) 納付に至らない対象者について、訴訟の扱いをどうするか。が課題としてあげられる。</p>	
4. その他特記事項	平成26年度も継続して事業を実施し、滞納額の圧縮に努めていく。	

II 債権種類ごとの取組み内容

(1) 債権名：水道料金・●●使用料 (自力執行権 あり・なし)

1. 開始時期	平成25年8月23日
2. 開始理由	自力執行権を有さない債権についての新たな回収方法
3. 内容	<p>複数債権一元化・共同処理・徴収支援・民間委託</p> <p>(詳細) 水道料金・●●使用料について、弁護士へ委託対象者の内容を渡したのち、担当課が滞納者に対し、弁護士へ債権回収委託をした旨の通知書を送付する。反応のない対象者に対し、弁護士が催告書を送付する。</p>
4. 委託先	弁護士
5. 委託先決定の評価方法	<p>一者との随意契約・価格競争のみ・価格と技術の総合評価・その他</p> <p>(詳細、補足等) 私債権回収について、民間に委託を行う初の試みである。委託に当たり、内閣府の提案や助言を受け、当町非常勤弁護士への委託が可能となり契約に至った。</p>

6. 委託実績 (平成 25 年 9 月～25 年 12 月)	委託債権額 (A)	9,616 千円	委託金額に占める割合
	現金回収額 (B)	1,202 千円	(B) ÷ (A)
	※ (D) の額は含まない		12.5%
	分納合意額 (C)	4,247 千円	(C) ÷ (A)
	分納合意額のうち、実際に支払われた額 (D)	千円	
	回収見込額 (E)	(B) + (C) 5,449 千円	(E) ÷ (A) 56.7%
	委託金額のうち、免除 (自治法施行令 171 条の 7) 又は放棄 (自治法 96 条 1 項 10 号、各自治体の条例等) した額 (F)	0 千円	(F) ÷ (A) 0%
	処理した債権額合計 (G)	(E) + (F) 5,449 千円	(G) ÷ (A) 56.7%
残額 (H)	(A) - (G) 4,167 千円	(H) ÷ (A) 43.3%	
7. 委託料 (同上)	(I) 360 千円	(B) + (D) (回収した現金総額) 1,202 千円	I ÷ (B + D) 30.0%
	委託料の決定方法 (固定・成功報酬) 毎月 1 日～末日までの回収金額の 30% ・1 人の対象者につき回収金額が 50 万円を超えた場合は、超えた金額の 25% ・弁護士が 3 回催告しても回収できなかった場合は、1 人当たり 1,000 円		
8. 情報共有	自力執行権を有する債権との共有 <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし		
	(情報共有の内容) 徴収部門が一元化されているため、対象者に、税・保険料などの滞納がある場合、氏名・住所・生年月日・滞納科目・金額・交渉経過がいつでも参照できる。		
	自力執行権のない債権との共有 <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし		
	(情報共有の内容) 同上		
9. 定性的な効果	弁護士が催告書を送付することで、職員が連絡 (電話・文書) しても反応が無かった滞納者から連絡があったり、完納を含めて納付するようになった。		
10. 課題	債権回収に関して、弁護士が催告書を送付しても全く無反応の者からいかに回収するかが今後の課題である。		

試行自治体 事例6（自治体●●●）

I 債権回収の取組みの全体像

1. 対象債権	自力執行権を有する債権	自力執行権を有しない債権
2. 全庁的な効果	<p>支払督促手続きについて実践的な研修を行った。手続きに関する知識、理解が深まったことで、支払督促手続を実施することを具体的に明言する催告を行うことができた。</p> <p>これによって、支払督促の対象となった7件の債権（水道料金2件、大学等奨学資金貸付金3件、住宅建設資金貸付金2件）のうち、6件について分納合意をすることができた。</p>	
3. 全庁的な課題	<p>平成25年4月に債権管理条例を施行し、これに合わせて債権管理マニュアルを整備した。職員の意識向上、条例、マニュアルに基づく債権管理・回収を推進するため、外部講師による債権管理・回収に関する研修会を実施したい。</p>	
4. その他特記事項	<p>当該自治体では試行として債権管理・回収について弁護士による研修会を実施した。</p>	

II 債権種類ごとの取組み内容

(1) 債権名：特定なし

1. 開始時期	平成25年8月
2. 開始理由	債権管理・回収に関する職員の意識向上、知識の習得
3. 内容	<p>弁護士による研修会</p> <p>(詳細)</p> <p>・支払督促手続きについて、書面作成方法を含む実践的な研修</p>
4. 委託先	弁護士
5. 委託先決定の評価方法	一者との随意契約・価格競争のみ・価格と技術の総合評価・その他⇒大阪弁護士会のあっせん

「委託に当たってのチェックポイント集」

公金債権回収の民間委託については、「試行自治体」をはじめ各地方公共団体において民間委託を実施し、また、事務局において地方公共団体及び民間事業者に対してヒアリングを実施した結果、主な留意点として以下のような事項が得られた。

第1 過度な入札参加要件を課していないか

募集要項、仕様書等において、以下のような入札参加要件を課している事例が見られた。

過度な要件の例	過度と考えられる理由
貸付金をサービサーに委託するにあたり、「債権管理回収に関する特別措置法に規定する集金代行業務の兼業承認を受けていること。」を要件とすること。	地方公共団体を債権者とする貸付金は「特定金銭債権」にあたるため、サービサーであれば請求行為が可能である。さらに重ねて、「集金代行業務」の兼業承認を受けている必要はない。
受託者について、弁護士法人格や司法書士法人格を要件とすること。	弁護士と弁護士法人、司法書士と司法書士法人との間に、特段の法令上の違いはない。
受託者について、委託者の市町村内に事務所が存在することを要件とすること。	地域によっては、受託可能者が著しく制限される可能性がある。 同一市町村内に所在するべき必要性（例 滞納者を事務所に呼び出す必要性等）について、慎重に検討するべきである。
○×市財務規則△条による競争入札参加資格者名簿に登載されている者 （※この記載自体が過度な要件なのではなく、右欄記載のとおり、入札時までに名簿に登載される時間的余裕が無い場合に問題となる。）	「名簿に登載されていない者が、入札時までに名簿に登載されることができるようにする十分な時間的余裕や配慮」がなければ、入札者が一部の者のみとなって、競争性が阻害され、コスト削減が図れなくなる可能性がある。

○×の徴収に関する経験が△件以上あること	<p>① 経験要件を課すと、入札者が一部の者のみとなって、競争性が阻害され、コスト削減が図れなくなる可能性がある。</p> <p>② 経験要件を課す場合には、当該要件が事業目的との関係で合目的であるか、必要性がどの程度であるか等について検討する必要がある。</p>
----------------------	--

第2 委託する債権は、回収困難な債権ばかりではないか

回収困難な債権ばかりの場合で、かつ、現実に回収した額を基準とした成功報酬制を採用した場合には、成功報酬率を上昇させたとしても、実際に回収できる額が少額であり、受託者にとって採算割れが生じるリスクがあるため、そもそも入札者が現れない可能性がある。

回収困難な債権の例	回収困難となる理由
債務者が遠方に移住しているケース	戸別訪問や納付相談会を実施して、直接面談をすることが困難。
債務者の住所や電話番号が不明なケース	<p>受託者が債務者に接触することが困難。</p> <p>住民票や戸籍の附票を利用して調査をする場合には、相応のコストが必要であるばかりか、調査しても現住所が判明しないことがある。</p>
債務者に資力がないケース	そもそも、債務者側に支払能力がない。
債務者一人あたりの債務額が低額なケース	債務額が低額な債務者については、コストをかけた回収をすると、コスト割れしてしまう。
<p>① 対象債権が複数の納期に分割され、かつ</p> <p>② 債務者が滞納をしても期限の利益を失わず、かつ</p>	過年度分については民間受託者が請求をするが、新たに納期限が到来した債権については、一旦地方公共団体の長名義で督促をする必要があるため、滞納者

<p>③ 過年度債権のみならず将来納期限が到来する債権についても回収を委託する ケース</p> <p>(例えば、奨学金等において、このような運用をしている事例が見られる。)</p>	<p>からすれば、同じ種類の債権について、地方公共団体及び民間受託者の双方から請求がなされることになる。</p> <p>このような場合、滞納者から民間受託者に対して質問や苦情が来るなど、事務が煩雑化するリスクがある。</p> <p>(「現年度分についても民間委託を実施するが、納期限が新たに到来するたびに、地方公共団体からも法令に基づいて一旦督促がなされる旨」を滞納者らに事前に説明しておくことで、このリスクを一定程度軽減することが可能ではあるが、軽減可能な度合いについて、委託者・受託者間で認識を共通化する必要がある。)</p>
<p>債務者が、支払わない理由について法律上の理由を主張しているケース (例 診療費を滞納している者が、病院側の医療過誤を主張している場合等)</p>	<p>債務者側に一応言い分があるため、場合によっては裁判所における手続きが必要となる可能性がある。</p>
<p>債権管理台帳等の情報が整備されていないケース</p>	<p>① 時効消滅しているか否かが不明であり、そもそも委託するべきかどうかが判断できないことがある。</p> <p>② 債務者との過去の折衝記録が不明だと、回収交渉がスムーズに進まないことがある(したがって、民間業者が受託に消極的となる可能性がある。)</p> <p>③ 委託にあたった情報整備にコストがかかる可能性がある。</p>

第3 受託者に対する情報開示は十分か

入札の前に、委託する債権や債務者の属性について、募集要項等において開示しておくことが考えられる。

入札者は、委託される予定の債権について十分な情報が得られれば、それをもとにリスク計算をして、妥当な報酬額(ないし成功報酬率)を提案することができる。

もし、不十分な情報しか得られない場合には、入札者は、安全をみて高めの報酬額（ないし成功報酬率）を求めざるを得なくなる。

開示が必要と考えられる情報例	開示が必要と考えられる理由
<p>委託する債権に関する情報のうち以下の項目については整理済みであり、契約後、受託者に対して提供される旨</p> <p>例：</p> <p>① 債務者の基本情報（氏名（漢字、カナ）、生年月日。性別、住所、携帯電話番号、固定電話番号等）</p> <p>② 連帯保証人・保証人がいる場合には、これらの者に関する基本情報（氏名（漢字、カナ）、生年月日、性別、住所、携帯電話番号、固定電話番号等）</p> <p>③ 各債権の発生日、履行期限、利息の利率、弁済額、</p> <p>④ 従前の交渉経緯など</p> <p>特にサービサーの場合には、債権管理回収業に関する特別措置法 20 条、同法施行規則 15 条 1 号、2 号、債権回収会社の審査・監督に関する事務ガイドライン「3-3-2 各法定帳簿の記載事項等」に定められた事項</p>	<p>債権回収にあたって必要となる情報が整理されていない場合には、契約後コストをかけて情報収集する必要があり、コスト増大（報酬の増大）につながる。</p> <p>さらに、入札後、回収に着手するまでの時間も長く必要となる。</p> <p>サービサーは、記載事項が法定された「法定帳簿」を作成することが義務付けられている。したがって、法定された記載事項については、事前に委託者側において整理しておくことが、スムーズな引継ぎ及びコスト削減につながる。</p>
<p>回収の可能性、コストを示す情報（具体的な情報例は、次段以下に記載。）</p>	<p>どの程度の回収が可能か、どの程度のコストが必要かについて入札者希望者に計算をさせ、入札するか、するとして入札価格をどの程度の額にするのか、について判断をさせる必要がある。</p>

	<p>回収の可能性を示す情報がなければ、入札者は、回収困難な場合に備えて、高めの成功報酬額を希望する傾向が強くなる。</p> <p>情報が細かければ細かいほど、入札参加者らは、より精度の高い見積もりが可能となる。ただし、どの程度の細かい情報が費用対効果の点で最も合理的かは、今後の蓄積が待たれる。</p> <p>今後は、電子データの活用をもとに、滞納者を特定されない範囲で、それぞれの債権につき、「金額、滞納者の居住地、滞納者が電話で連絡を取れる相手か、滞納期間はどの程度か」、などをはじめとした、債権の詳細について、入札希望者に示すことも考えられる。</p> <p>現時点では、たとえば、以下の情報例について、 <u>「○納期限経過から1年間以下の債権で、○滞納者が市内居住で、○4万円以上の債権は、総数**件、合計額で**円である」</u> などと、各情報例ごとの組み合わせを示すことも考えられる。 (ただし、各情報例の項目が増えれば増えるほど、また、情報例の内部の区分けが細かければ細かいほど、合計の組み合わせ数が増える。)</p>
(情報例1)	長期滞納債権であればあるほど、回収

納期限経過から*年間以下の債権が、件数にして**件、金額ベースにして**円（適宜数年間ごとに区切って、債権の若さごとに示す。）	が困難であることが通例である。
〔情報例2〕 滞納者のうち、市内居住者は**人、県内居住者は**人、県外居住者は**人、現住所不明者は**人 （交通の便などをもとに、より地域を詳細に記載することも考えられる。）	滞納者の居住地の分布は、戸別訪問実施のコスト、納付相談会実施のコスト（相談会場の場所、回数等）に影響する。
〔情報例3〕 債務者一人あたりの滞納額（滞納額ごとに区切ったセグメントごとの滞納者の数） 例 1万円未満：**人（全体の*%） 1万円以上2万円未満：**人（全体の*%） 2万円以上4万円未満：**人（全体の*%） 4万円以上：**人（全体の*%） など	非常に低額な債権が多数存在する場合には、債務者一人にかけられる時間・労力等のコストに限界が出てくる。

第4 受託者に対して、過剰な要求をしていないか

受託者が得る報酬と比して過剰となる要求をする場合には、入札が躊躇されるリスクがある。

過剰な要求の例	解説
最低限の回収目標額を定め、それに達しなかった場合には、一定の割合によって報酬額を減額する。	① 回収目標額、減額割合によっては、過剰な要求となる。 ② 特に、委託した債権の回収困難度によっては、過剰な要求となる。
受託者が入札時に示した収納予定額	① 減額割合によっては、過剰な要求

に達しなかった場合には、一定の割合によって報酬額を減額する。	となる。 ② 特に、委託債権の回収困難性に関する情報の開示が不十分な場合には、受託予定者としてはリスクが読めないため、入札を躊躇する可能性がある。
同種案件と比して、著しく低額の報酬を求めること	そもそも受託に至らないか、受託業務の品質が維持できないリスクがある。
請求・折衝の対象を債務者、保証人以外の関係者まで含めている。	同居の家族等を念頭に置いているものと思われるが、法的に支払義務のない関係者に対する折衝まで業務内容に含めると、業務の範囲が不明確になり、受託者の負担になる。 また、支払義務のない者への請求は、事故発生リスクがある。

第5 受託者に対し、適切に業務を履行させる手段を確保しているか

地方公共団体に対するヒアリングの結果、「特に成功報酬制をとった場合において、回収しやすい債務者からのみ回収され、回収困難であると受託者において判断された債務者については、適切な回収行動を取ってもらえない懸念がある」との意見が複数見られたところである。

そこで、地方公共団体において、受託者に実施してもらいたい最低限の作業については、仕様書に明記し、当該作業を契約の内容としておくこと、成功報酬の支払方法を工夫することなどが考えられる。

ただし、実施すべき作業をあまりに詳細に規定してしまうと、受託者の創意工夫の機会を害し、結果として十分な回収ができなくなることや、委託報酬の増額につながる可能性、さらには「受託者への過剰な要求」となって、入札が躊躇されることがあるため、注意が必要である。

手段の例	解説
定例会を開催し、進捗状況、課題について地方公共団体と民間受託者との間	ただし、コスト増の要因となる。 新たな指示を受託者に対して実施す

<p>で共有を行うことを定める。</p>	<p>ることを定めた場合も、コスト増の要因となる。</p>
<p>行方不明者の場合には、住民票や戸籍の附票の取得、判明している最後の住所地又は居地の居住確認を義務づける。</p>	<p>事務量及び実費負担が増えるため、委託費用が増大する。 特に成功報酬制度をとった場合、委託する債権によっては受託者が赤字リスクを恐れ、入札者が現れない可能性がある。</p>
<p>行方不明者の搜索に必要となる、住民票や戸籍附票入手に必要となる実費については、地方公共団体が負担するか、住民票や戸籍附票を公用請求で自ら取得して民間受託者へ渡すこととする。</p>	<p>受託者側における赤字リスクの一つを回避できるため、受託者による困難案件への取り組みを促進する。</p>
<p>仕様書において、債務者全員に対する最低架電回数や、書面の送付回数を規定しておく。</p>	<p>架電件数については、「一件あたり呼出音を最低6回鳴らす」、などと具体的に定める必要がある。</p>
<p>仕様書に定められた最低架電荷電回数や書面の送付回数を下回った場合の報酬減額（ディスインセンティブ）を定めておく。</p>	<p>回収率や回収額を基準とした報酬減額は、債権の性質にもよるため、当該減額割合の妥当性評価が困難で、委託者受託者双方が納得する基準を設定しにくい面がある。 他方、最低架電回数や書面の送付回数であれば、比較的、基準を定めやすい。 減額率、減額方法については契約書上に明示しておく。 ただし、参入障壁となり、競争性が阻害されてコストが増加するリスクもあるため、過度な減額とならないように留意すべきである。</p>
<p>行方不明者、長期滞納や遠方の債務者など回収困難な債権については、他の債権と比べて高めの成功報酬率（インセン</p>	<p>回収困難な債権を重点的に処理することについて受託者にインセンティブを与える。</p>

<p>タイプ)を設定しておく。</p>	<p>このような対応をするためにも困難案件の情報整理を行っておくことが必要である。</p> <p>ただし、生活困窮者の自立を妨げる回収となるリスクがあるため、「生活困窮者及びその疑いのある者については、回収前に地方公共団体と金額等について協議する」、などの規定も入れることが考えられる。</p>
---------------------	---

第6 受託者と地方公共団体の役割分担

役割分担の例	解説
<p>債務者が転出している場合、住民票の写し等の取得は地方公共団体が行うことを検討する。</p>	<p>公用請求をしたほうが、スムーズに住民票の写し等を入手可能なことがある。</p> <p>委託といえども、すべてを受託者に委ねるのではなく、適切な役割分担を行うことが、回収業務が円滑に進むことに寄与する。</p>
<p>住民票の写し等を受託者が取得する場合、当該手続に係る費用負担について、予め決めておく。</p>	<p>費用負担を定めておかないと、回収の質を上げるために必要な手続がなされず、良好な委託結果が得られない可能性がある。</p>
<p>電話・文書による催告のほか、納付相談業務についても民間委託の対象とするなど。</p>	<p>両者を分割し、納付相談については公務員が実施する、との手法もあり得る。</p>

第7 入札参加者への周知

周知方法	解説
<p>募集要項、仕様書等をホームページで公表する。</p>	<p>広く公表することで、入札参加者が増える可能性が高まる。</p>
<p>入札参加資格が限られる場合には、当該団体への個別周知を行う。</p>	<p>個別に周知することで、入札参加者が増える可能性が高まる。当該団体のホー</p>

	ムページで公表してもらうよう依頼する方法もある。
--	--------------------------

第8 民間委託の前に実施しておくべき事前準備

事前の準備が不十分であると、民間受託者との契約の締結後、民間受託者が実際に回収を開始するまでに相当の期間が必要となることがある。

また、受託者側においても工数が発生するため、今後、事前準備が十分である旨が情報提供されていない事案については、入札額が上昇する可能性や、入札者が現れない可能性がある。

他方で、事前準備が十分な場合であれば、契約後の引継がスムーズとなり、回収の着手も速やかになされる。

また、事前準備が十分である旨について公告等において適切な情報公開がなされれば、入札者らにおいて工数を読むことができるため、入札額が高くなることを防ぐことが期待できる。

事前準備	解説
<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約書や分納誓約書等の、債務者から提出された書面等 ○ 委託する債権に関する情報の整理例： <ul style="list-style-type: none"> ①債務者の基本情報（氏名（漢字、カナ）、生年月日、性別、住所、携帯電話番号、固定電話番号等） ②連帯保証人・保証人がいる場合には、これらの者に関する基本情報（氏名（漢字、カナ）、生年月日、性別、住所、携帯電話番号、固定電話番号等） ③各債権の発生日、履行期限、利息の利率、入金（納付）履歴、 ③ 従前の交渉経緯（交渉履歴）など 	<p>債権回収にあたって必要となる情報が整理されていない場合には、契約後コストをかけて情報収集する必要があり、コスト増大につながる。</p> <p>さらに、入札後、回収に着手するまでの時間も長く必要となる。</p> <p>また、民間受託者への情報提供に当たっては、可能な限り電子媒体で提供することが望ましい。電子媒体でない場合は、民間受託者において提供のあったデータの入力及び整理する作業やそれを厳重にチェックする作業が発生するためである。</p>

<p>特にサービサーの場合には、債権管理回収業に関する特別措置法 20 条、同法施行規則 15 条 1 号、2 号、債権回収会社の審査・監督に関する事務ガイドライン「3-3-2 各法定帳簿の記載事項等」に定められた事項</p>	<p>サービサーは、記載事項が法定された「法定帳簿」を作成することが義務付けられている。したがって、法定された記載事項については、事前に委託者側において整理しておくことが、スムーズな引継ぎ及びコスト削減につながる。</p>
---	---

第9 生活困窮者自立支援対策

自立支援の例	解説
<p>受託者が、「滞納者が生活困窮に陥っていること」を疑わせる事情を知った場合には、ただちに、当該事情及び関連資料を、地方公共団体へ知らせる旨の規定を入れる。</p>	<p>生活困窮者の早期把握の趣旨である。今後、当該滞納者が生活困窮者自立支援法に基づく支援に適切につながる等の取組実績が認められた場合には、なんらかのメリット（表彰等によるブランドイメージ向上等）を受託者に与えることも考えられる。</p>

第10 その他

（報酬に関する配点について）

入札の各評価項目における、報酬に関する配点（報酬額が低ければ点数が高くなり、報酬額が高ければ点数が低くなる。）が全体の合計点に占める割合については、地方公共団体ごとに、非常に大きな幅が見られるところである。

現時点においては、報酬に関する配点の全体の合計点に占める最も合理的な割合は知られていないところであるため、各地方公共団体におかれては、関連する法令や内規等に従いつつ、最も合理的と考えられる割合を用いられたい。

「試行自治体等で用いられた仕様書等の実例」

実例 1 公営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託

実例 2 母子寡婦福祉資金未収金回収業務委託

実例 3 病院未収金回収業務委託

実例 4 病院等診療費等自費未収金徴収事務委託

※ 実例 1～4 は、民間事業者から企画提案書の提出を受け、その内容を評価して、評価点が最も高かった者から契約交渉を実施する、いわゆる『プロポーザル方式』を掲げている。

これらは、ある地方公共団体で使用された一例にすぎず、この内容の合理性を保障する趣旨のものではない。あくまで参考としての利用にとどめられたい。

実例 1 公営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託

- 1 募集要項
- 2 仕様書
- 3 第 1 号様式～第 11 号様式
- 4 事業者選定委員会設置要綱
- 5 事業者選定委員会実施要領
- 6 審査結果

●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託公募型プロポーザル 募集要項

1 業務の名称

- 営住宅退去者滞納家賃回収等業務（以下「本業務」という。）

2 業務の内容

別紙「●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおりとしますが、以下の点に留意して下さい。

- (1) 委託債権の回収手法等については、本業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加する事業者の提案に委ねるものとしませんが、仕様書に掲げる業務は必ず実施するものとしします。
- (2) 回収不能の基準及び報告書の作成等については、本プロポーザルに参加する事業者の提案に委ねるものとしませんが、回収不能の基準については、次に掲げる事由に該当する場合等を想定しています。

なお、債務者が、それぞれ異なる事由に該当する場合も、同様とみなします。

- ① 債務者について、戸籍及び住民票等の取得や追跡調査によっても所在が判明しないとき。
- ② 債務者が死亡し、その相続人が不存在であるとき。
- ③ 債務者が破産法（平成 16 年法律第 75 号）その他の法令の規定により、委託債権について、免責されているとき。
- ④ 債務者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けているとき。
- ⑤ 債務者が委託債権について、時効の援用をしたとき。

- ⑨ ●●●契約関係暴力団排除措置要綱（平成●●年●●月●●日施行）による入札等排除措置を受けていない者であること。
- ⑩ 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- ⑪ 委託する業務を他の業者に再委託することがない者であること。

7 予算額

平成●●年度当初予算が●議会の議決前のため、以下は予定額です。

予算額 ●, ●●●, ●●●円

（平成●●年度から平成●●年度まで。消費税及び地方消費税含む。）

なお、予算額の内訳は次のとおりです。

平成●●年度予算額 ●, ●●●, ●●●円

平成●●年度予算額 ●, ●●●, ●●●円

8 委託料

仕様書のとおりとしますが、以下の点に留意して下さい。

- (1) 成功報酬率及び回収不能報告書作成額は提案によるものとし、成功報酬率については上限を40%とし、回収不能報告書作成額については上限を1件5,000円とします。
- (2) 委託料の各年度の支払限度額（各年度、消費税及び地方消費税含む。）は次のとおりです。

なお、平成●●年度当初予算が●議会の議決前のため、以下は予定額です。

平成●●年度支払限度額 ●, ●●●, ●●●円

平成●●年度支払限度額 ●, ●●●, ●●●円

9 日程

- (1) 公募開始日（●●●ホームページ）
平成●●年●●月●●日（●）
- (2) 参加表明書等提出締切日
平成●●年●●月●●日（●）
- (3) 質疑締切日
平成●●年●●月●●日（●）
- (4) 質疑回答日
平成●●年●●月●●日（●）

- (5) プロポーザル参加資格審査結果通知日
平成●●年●●月●●日（●）【予定】
- (6) 企画提案書提出締切日
平成●●年●●月●●日（●）
- (7) 選定結果通知日（交渉権第1位及び第2位の事業者決定）
平成●●年●●月●●日（●）【予定】

※1 本業務についての説明会を実施する予定はありません。

※2 質疑、参加表明書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とします。

10 応募書類の配付

平成●●年●●月●●日（●）から平成●●年●●月●●日（●）まで、●●●ホームページからダウンロードしてください。

●●●ホームページ：<http://www.●●.●●.●●.●●/>

11 参加表明受付

企画提案書を提出（プロポーザル参加）する事業者は、下記のとおり書類を提出して下さい。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（第1号様式）
- ② 誓約書（第2号様式）
- ③ 納税証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）

ア ●●●内在住の弁護士又は主たる法律事務所の所在地が●●●内の弁護士法人

- ・ ●●●が発行した平成●●年度分の●●民税及び固定資産税の納税証明書

- ・ 所管税務署が発行した納税証明書（その3）

イ ●●●外在住の弁護士又は主たる法律事務所の所在地が●●●外の弁護士法人

- ・ 所管税務署が発行した納税証明書（その3）

- ④ ●民税・●民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近の領収書の写し（対象は直近1年度分（平成●●年度分））

ア ●●●における特別徴収義務者である場合

持参の場合、上記提出期限までの土曜日及び日曜日を除く、●●時から●●時まで(●●から●●までを除く)に持参して下さい。

郵送の場合、上記提出期限内に必着とします。なお、郵送で提出した旨を前記5の契約担当課まで電話連絡し、到達確認をしてください。

1.2 参加資格の審査及び通知

提出書類について、参加資格を審査し、平成●●年●●月●●日(●)(予定)に審査結果を全ての事業者へ通知します。

また、参加を承認しないこととした事業者には、その旨を付して通知します。

なお、通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールを送信し、追って通知書(●●公印を押印したもの)を送付します。

1.3 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

次に掲げる書類について、各●●部作成し、①から⑧の順に2箇所ホッチキス留めにし、提出して下さい。

- ① 企画提案書表紙(第4号様式)
- ② 業務実施方針(第5号様式)
- ③ 業務実施手法(第6号様式)
- ④ 業務実施体制(第7号様式)
- ⑤ 1年間の目標回収率(第8号様式)
- ⑥ 回収額に対する成功報酬率(第9号様式)
- ⑦ 回収不能事案における報告書作成額(第10号様式)
- ⑧ 債権回収・整理に関するその他有益な提案(様式自由)

また、補足資料(カタログやパンフレット等)がある場合は、企画提案書と別に提出を認めますが、それらについても各●●部提出して下さい。

(2) 提出期限

平成●●年●●月●●日(●)●●時まで

なお、この期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなします。

(3) 提出先

前記5の契約担当課まで

(4) 提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送して下さい。なお、提出後は、その理由

にかかわらず、差換えや撤回をすることはできません。

持参の場合、上記提出期限までの土曜日及び日曜日を除く、●●時から●●時まで(●●から●●までを除く)に持参して下さい。

郵送の場合、上記提出期限内に必着とします。なお、郵送で提出した旨を前記5の契約担当課まで電話連絡し、到達確認をしてください。

(5) 留意事項

- ① 企画提案書の提出は1事業者につき1提案とします。
- ② 用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとします。
- ③ 文字サイズは、10.5ポイント以上で作成して下さい。
- ④ 印刷の色はカラー、白黒を問いません。
- ⑤ 使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- ⑥ 提出された企画提案書がこの要項に適合しない場合は、無効となる場合があります。

1.4 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

平成●●年●●月●●日(●)●●時までとし、それ以後は一切受け付けません。

(2) 質問方法

必ず電子メールで次のメールアドレス宛てに送信してください。電話、FAX、送付、直接来所等による質問には応じません。

E-mail : ●●@●●.●●.●●.●●

(3) 質問書の様式

様式は自由としますが、次の項目を明記して下さい。

- ① 電子メールの表題(「プロポーザルに関する質問(弁護士氏名又は弁護士法人名称)」として下さい。)
- ② 質問者の氏名又は名称・所属弁護士会・事務所の所在地・電話番号・メールアドレス
- ③ 本募集要項のどの箇所に関する質問であるのか

(4) 質問に対する回答

平成●●年●●月●●日(●)までに、各質問者に対して、質問書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにて回答します。

併せて、●●●ホームページにおいて質問事項及び回答内容を公開します。

15 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 募集要項に違反したと認められる場合

16 企画提案書の審査（受託事業者の選定）

(1) 審査項目及び配点

- ① 業務実施方針（●点）
- ② 業務実施手法（●点）
- ③ 業務実施体制（●点）
- ④ 1年間の目標回収率（●点）
- ⑤ 回収額に対する成功報酬率（●点）
- ⑥ 回収不能事案における報告書作成額（●点）
- ⑦ 債権回収・整理に関するその他有益な提案及び企画提案書全体に係る総合評価（●点）

(2) 審査・選定方法

- ① ●●●の庁内関係部で構成する選定委員会が企画提案書の内容を審査・採点し、単純合計点数が高い事業者から順に、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1者を選定します。なお、プレゼンテーションは実施しません。
- ② 選定委員会は、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点します。
- ③ 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行います。
- ④ 審査内容、結果についての異議は認められません。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、平成●●年●●月●●日（●）（予定）に企画提案書を提出した全ての事業者に通知します。

また、交渉権第1位及び第2位に選定された事業者については、その旨を付

して通知します。

通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールを送信し、追って通知書（●●公印を押印したもの）を送付します。

なお、選定結果は、●●●ホームページにおいて公開します。

17 契約の締結

- (1) 交渉権第1位に選定された事業者と●●●が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。
- (2) 契約期間は平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日までとします。
- (3) 交渉権第1位に認定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとします。

18 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて事業者の負担とします。
- (2) 本プロポーザルにおいては、すべて弁護士会に届出済の弁護士の職印又は法人印を使用してください。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 企画提案書等提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがあります。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、●●●情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合があります。

●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務 仕様書

1. 業務名

●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

●●●の有する未収債権のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定により、歳入の収納事務の外部委託が可能な●営住宅の家賃（店舗部分の家賃を含む。以下同じ。）等を対象として、専門性及びノウハウを有する弁護士又は弁護士法人に、家賃等回収及び回収不能家賃等の報告書作成の業務を委託することにより、未収家賃等の回収強化を図り、公平な●民負担の確保及び公正な行財政運営の向上を目的とします。

3. 委託債権

●営住宅にかかる家賃等で、既に退去済みの者の滞納家賃等。

詳しくは、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）、「●●●営住宅条例（平成●●年●●●条例第●●号）」、「●●●営住宅条例施行規則（平成●●年●●●規則第●●号）」を参照。

4. 委託業務の内容

(1) 家賃等を滞納したまま●営住宅を退去した元入居者及び保証人（それぞれの相続人を含む。以下「債務者」という。）に係る滞納家賃等（現在、分納誓約中その他の理由により、納付が見込まれるものを除く。）の収納事務等であり、具体的な事務の範囲は、次のとおりである。

- ① 債務者に対して、本業務の受託通知書を送付し、受託債権の回収について、その権限があることを示すこと。
- ② 債務者への納付催告及び納付交渉。
- ③ 債務者の返済能力に応じた、分割納付誓約の締結及び分割納付の履行管理。
- ④ 受託債権の収納及び領収証の発行。

③ 金額

- (2) 受託者は、領収書の様式と領収印の印影について書面で●●に報告すること。
- (3) 受託者は、債務者から委託債権を収納したときは、現金出納簿により整理すること。
- (4) 受託者は、収納日ごとに領収金日計表を作成すること。
- (5) 受託者は、各月末までに収納した委託債権を、●●の発行する納入通知書により、翌月10日までに納付すること。
- (6) 受託者は、前号の規定による納付の後、速やかに次に掲げる書類を●●に提出すること。
 - ① 領収金日計表
 - ② 領収書の控えの写し
 - ③ 現金出納簿の写し
- (7) 受託者は、委託期間中、領収書の控えを適切に保存するものとし、委託期間終了時にこれを●●に引き渡すものとする。

1 2. 報告業務

- (1) 受託者は、債務者等の支払状況及び債務者等への対応内容について記録し、●●へ毎月1回以上報告を行うこと。
- (2) 前記4. による業務を実施しても、回収不能であることが判明した債権については、催告を中止し、回収不能報告書を作成し、戸籍及び住民票等の証拠資料並びに調査記録を添付のうえ、●●に提出すること。
- (3) 債務者等とのトラブル、苦情等については随時報告を行うこと。

1 3. 秘密の保持

- (1) 当該委託業務の契約の期間中若しくはこの契約が終了し、又は解除された後において、この契約にかかる業務上知り得た事項について、他に漏らさないこと。
- (2) ●●●個人情報保護条例（平成●●年●●●●条例第●号）を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること

1 4. ●●の委託債権に係る催告の制限

- (1) ●●は、委託債権について、債務者に対し、受託者に無断で未納額を通知し、又は催告してはならない。

- (2) ●●は、●●の催告によらずに債務者から委託債権の支払を受けた場合は、受託者に対し、その内容を連絡するものとする。

15. 入金口座及び保管口座

- (1) 受託者は、納付書又は振込により債務者から委託債権の支払いを受けるときは、当該事務専用の決済用預金の口座で受けなければならない。また、債務者から現金書留郵便等による送金又は現金の持参があったときは、当該事務専用の決済用預金の口座に速やかに入金しなければならない。
- (2) 受託者は、収納した現金を●●に納付するまでの間、前号の口座において、確実かつ安全に保管しなければならない。
- (3) 第1号に規定する当該事務専用の決済用預金の口座とは、受託者が金融機関において「●●●営住宅退去者家賃等預かり口座 ○○○○」（○○○○は受託者名）の口座名で開設した口座とする。
- (4) 受託者は、第1号に規定する口座を委託事務以外の用途に用いてはならない。
- (5) 受託者は、第1号に規定する口座を開設した場合は、書面でその旨を●●に届け出なければならない。

16. 委託債権の追加、修正、中止

- (1) ●●は、新たに特定の債権について、委託の追加を行う際は、受託者の了承を得た後、受託者に情報を提供するものとする。
- (2) ●●は、委託債権について、受託者への情報提供後、提供した情報と異なる事実が発覚した場合は、速やかに受託者に報告するものとする。
- (3) 受託者は、委託債権のうち、特定の債権について、●●から委託の中止の申し出があった場合、これに応じるものとする。
- (4) ●●●及び受託者は、第1号から前号までの事実が発生した場合には、債権数及び債権金額を相互に確認するものとする。
- (5) 委託債権の追加、修正、中止による成功報酬率の変更は行わない。

17. 収納事務に要する費用の徴収の禁止

受託者は、理由の如何を問わず、委託事務を遂行するに際し必要な費用を債務者から徴収してはならない。

18. 契約終了後の措置

- (1) 受託者は、契約が終了したときは、直ちに前記15. に規定する決済用預金の口座を閉鎖するとともに、保管している金額を●●に報告し、●●の発行する納入通知書により、当該金額を●●に納めなければならない。
- (2) 履行期間終了日をもって、分納履行中の債権を含めた全債権を●●に返還すること。
- (3) 本業務における債務者との交渉等経過記録及び債務者等から知り得た情報は、次期受託者の業務に活用するため、全て●●に無償で提供するとともに、経過記録及び情報に関する問合せに対し、誠実に対応すること。
- (4) ●●が提供した資料は、履行期間終了日まで適切に保管し、履行期間終了後はすみやかに●●に返却すること。

19. その他

- (1) 受託者は、本業務を再委託することはできない。
- (2) この仕様書に定めがない事項については、関係法令によるほか、プロポーザルにおける企画提案書の内容を踏まえ、双方協議のうえ定めるものとする。

(第1号様式)

●●●● 営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託
公募型プロポーザル

参加表明書

平成 年 月 日

●●●● 様

「●●●● 営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託」公募型プロポーザルに、関係書類を添えて、参加表明します。

提出者

事務所所在地

事業者名

印

〔連絡先〕

事業所等名称	
担当部署名	
担当者職氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

(第2号様式)

●●●● 営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託
公募型プロポーザル

誓約書

平成 年 月 日

●●●● 様

「●●●● 営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託」公募型プロポーザルに参加表明をするに当たって、「●●●● 営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託」公募型プロポーザル募集要項の「6 プロポーザル参加資格要件」をすべて満たしていることを誓約します。

誓約者

事務所所在地

事業者名

印

(第3号様式)

特別徴収義務者でないこと等の報告書

平成 年 月 日

● ● ● ● 様

提出者 事務所所在地

事業者名

印

当方は、提出日現在において、●●●を含む●●●下市町村の特別徴収義務者ではありません。

なお、今後、●●●における●民税・●民税の特別徴収義務が発生した場合におきましては、特別徴収を開始することを誓約いたします。

※（特別徴収未実施の場合）

平成 年 月 日

● ● ● ● 様

提出者 事務所所在地

事業者名

印

当方は、提出日現在において、●●●を含む●●●下市町村の特別徴収義務者ですが、特別徴収は未実施となっております。ただし、次年度からの特別徴収開始を誓約いたします。

(第4号様式)

〔企画提案書表紙〕

●●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託
公募型プロポーザル
企画提案書

平成 年 月 日

●●●●様

「●●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託」公募型プロポーザルに、次の書類を添えて、企画提案します。

- (1) 業務実施方針①及び② (第5号様式)
- (2) 業務実施手法①から④ (第6号様式)
- (3) 業務実施体制①から④ (第7号様式)
- (4) 1年間の回収目標率 (第8号様式)
- (5) 回収額に対する成功報酬率 (第9号様式)
- (6) 回収不能事案における報告書作成額 (第10号様式)
- (7) 債権回収・整理に関するその他有益な提案 (様式自由)

提出者

事務所所在地

事業者名

印

(第5号様式)

〔業務実施方針①〕

①受託業務を実施する際の方針について、具体的に記載して下さい。

(第5号様式)

〔業務実施方針②〕

②公営住宅家賃の性質について、具体的に記載して下さい。

(第6号様式)

〔業務実施手法①〕

①適正な受託債権の回収手法等について、具体的に記載して下さい。

(第6号様式)

〔業務実施手法②〕

②回収不能事案の基準及び報告書記載事項について、具体的に記載して下さい。

(第6号様式)

〔業務実施手法③〕

③債務者の立場や状況の配慮について、具体的に記載して下さい。

(第6号様式)

〔業務実施手法④〕

④●●●との連絡・調整・報告等の方法について、具体的に記載して下さい。

(第7号様式)

〔業務実施体制①〕

①業務実施の組織体制・人員配置について、具体的に記載して下さい。

(第7号様式)

〔業務実施体制②〕

②コンプライアンスに対する体制及び取り組みについて、具体的に記載して下さい。

(第7号様式)

〔業務実施体制③〕

③個人情報保護に対する体制及び取り組みについて、具体的に記載して下さい。

(第7号様式)

〔業務実施体制④〕

④他の公共団体で類似業務を受託した実績について、具体的に記載して下さい。

(第8号様式)

〔1年間の目標回収率〕

①受託債権の1年間の目標回収率(単位：%)を下記枠内に記入して下さい。

ただし、提案する目標回収率は●%以上とし、記入がない場合又は●%未満の目標回収率を記入した場合は、本業務の受託事業者の選定対象から除外します。

また、業務の実施について提案された目標回収率を著しく下回る場合には、契約を解除することがあります。

提案する目標回収率

(単位：%)

%

(第9号様式)

〔回収額に対する成功報酬率〕

① 受託債権の回収額に対する成功報酬率（単位：％）を下記枠内に記入して下さい。

ただし、提案する成功報酬率は●％（消費税及び地方消費税含まない）以下とし、記入がない場合又は●％を超える成功報酬率を記入した場合は、本業務の受託事業者の選定対象から除外します。

提案する成功報酬率

（消費税及び地方消費税を含まない、単位：％）

%

(第10号様式)

〔回収不能事案における報告書作成額〕

① 受託債権の回収不能事案における1件当たりの報告書作成額(単位:円)を
下記枠内に記入して下さい。

ただし、提案する報告書作成額は●円(消費税及び地方消費税含まない)以
下とし、記入がない場合又は●円を超える報告書作成額を記入した場合は、
本業務の受託事業者の選定対象から除外します。

提案する報告書作成額
(消費税及び地方消費税を含まない、単位:円)

円

(第11号様式)

使用印鑑届

● ● ● ● 様



上記の印鑑は、公募型プロポーザルに参加表明し、企画提案書の提出、契約の締結並びに委託料の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

平成 年 月 日

共同事業体の名称： _____

共同事業体代表構成員

事業所所在地

事業者名

印

●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 ●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務に関して、委託事業者を選定するにあたり、公正を確保するため、●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 応募事業者の提案内容の審査及び委託事業者の選定をすること。
- (2) 前号のほか、選定業務に関して委員長が特に必要があると認める事項について審査すること。

(構成)

第3条 委員会の委員は、別表のとおりとする。

2 委員会の委員長は、●●●部長とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、その都度委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

5 委員会の会議は、原則非公開とする。

(選定)

第6条 委託事業者の選定は、予め定められた基準に従い応募事業者から提出された提案書等により行うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、●●●課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 何人も委員会の会議内容については、外部にもれないよう秘密を保持しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成●●年●●月●●日から実施する。
- 2 この要綱は、●●●当住宅退去者滞納家賃回収等業務の委託契約が締結された日の翌日に効力を失う。

別表（第3条関係）

●●●部長、●●●課長、●●●課長、●●●課長、 ●●●課長

●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託事業者選定委員会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公募型プロポーザル方式による●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託事業者の選定にあたり、選定手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

(選定方法)

第2条 事業者の選定は、事業者が提出する企画提案書等により選定委員会において行うものとする。

(提案の募集)

第3条 事業者への提案募集に関する事項は、●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託公募型プロポーザル募集要項等により示すものとする。

(選定の基準)

第4条 事業者の選定については、下記のとおり行うものとする。

- (1) 事業者の審査基準は別紙のとおりとし、企画提案書等の内容をもとに総合的に判断する。
- (2) 選定結果については、企画提案書等の提出者全てに通知する。

(業務の委託)

第5条 委員会で選定された事業者に対して当該業務を委託する。なお、委託業務の内容は、企画提案書等の内容に限定されることなく、委託契約書によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成●●年●●月●●日から実施する。
- 2 この要領は、●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務の委託契約締結日の翌日にその効力を失う。

(別紙)

●●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託事業者審査基準

選定委員は、事業者が作成した企画提案書に基づき下記により採点し、合計点数が最も高い事業者を委託事業者として決定する。

項目	配点
業務実施方針 ① 受託業務を実施する際の方針について、業務の目的を的確にとらえているか。 ② 公営住宅家賃の性質について、債権の性質を的確にとらえているか。	●
業務実施手法 ① 適正な受託債権の回収手法等について、退去者滞納家賃の債権回収の強化に繋がる効果的で実現性がある提案となっているか。 ② 回収不能事案の基準及び報告書記載事項について、●民負担の公平性を損なうことのない債権整理が可能な提案となっているか。 ③ 債務者（元入居者及び保証人）の立場や状況への配慮が十分になされた提案となっているか。 ④ ●●●との連絡・調整・報告等の方法について、適切な手法・頻度による本業務の実施に適応した提案となっているか。	●
業務実施体制 ① 業務実施の組織体制・人員配置について、十分な組織体制・人員配置を有した本業務の実施に適応した提案となっているか。 ② コンプライアンスに対する体制及び取り組みについて、コンプライアンスに対する重要性を認識し、本業務の実施に適応した提案となっているか。 ③ 個人情報保護に対する体制及び取り組みについて、個人情報保護に対する重要性を認識し、本業務の実施に適応した提案となっているか。 ④ 他の公共団体で類似業務を受託した実績について、受託した類似業務が本業務に適応したものか。また、十分な実績を挙げているか。	●
1年間の回収目標率 ① 受託債権の1年間の回収目標率（単位：％）は実現可能性を有しているか。	●

回収額に対する成功報酬率 ① 受託債権の回収額に対する成功報酬率（単位：％）は低廉か。	●
回収不能事案における報告書作成額 ① 受託債権の回収不能事案における 1 件当たりの報告書作成額（単位：円）は低廉か。	●
総合評価 ●●●の債権回収・整理に関して還元できる実効性のある有益な提案となっているか。また、企画提案書全体に係る総合評価。	●
合 計	100

●●●営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託公募型プロポーザル 審査結果

企画提案書様式	企画提案書記載事項	配点 (選定委員 ●名分)	選定委員採点結果(●名分合計)			
			事業者1	事業者2	事業者3	事業者4
			交渉権 第1位	交渉権 第2位		
業務実施方針	①受託業務を実施する際の方針について	●				
	②営住宅家賃の性質について	●				
業務実施手法	①適正な受託債権の回収手法等について	●				
	②回収不能事案の基準及び報告書記載事項について	●				
	③債務者の立場や状況の配慮について	●				
	●●●との連絡・調整・報告等の方法について	●				
業務実施体制	①業務実施の組織体制・人員配置について	●				
	②コンプライアンスに対する体制及び取り組みについて	●				
	③個人情報保護に対する体制及び取り組みについて	●				
	④他の公共団体に類似業務を受託した実績について	●				
1年間の回収目標率	①受託債権の1年間の回収目標率(単位:%)について	●				
回収額に対する成功報酬率	①受託債権の回収額に対する成功報酬率(単位:%)について	●				
回収不能事案における報告書作成額	①受託債権の回収不能事案における1件当たりの報告書作成額(単位:円)について	●				
総合評価	債権回収・整理に関するその他有益な提案	●				
合 計		●				
順 位			第1位	第2位	第3位	第4位

実例2 母子寡婦福祉資金未収金回収業務委託

- 1 募集要領
- 2 仕様書
- 3 提案募集の結果
- 4 契約書

●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務 プロポーザル募集要項

平成●●年●●月●●日

●●●課

●●●では、母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金回収業務について、資金の回収による安定した運用を図ることを目的に、次のとおり事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務

2 業務内容等

別紙「●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

委託締結日から平成●●年●●月●●日までの間とします。

4 委託費

未収金回収実績金額の●パーセント（消費税及び地方消費税は含まない）を上限とします。

第2 プロポーザルに係る事項

1 参加者の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる弁護士又は法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

① 次のア、イのいずれかに該当する者であること

ア 債権管理回収業の関する特別措置法（平成10年法律第126号）

第3条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社（同法第2条第3項。以下、「債権回収会社」という。）であること。

- イ 弁護士又は弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2の規定による弁護士法人であり、同法第57条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。
- ② 債権回収会社にあつては、提案書提出日及びその次の日以降において、債権回収業に関する特別措置法第23条の規定による改善命令を受けていないこと。
- ③ ●●●入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ⑤ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑥ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、●●●が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、●●●が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ ●●●から、「●●●製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る

指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。

- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑩ 最近3年間、本店及び●●●内に所在する営業所等が●●●税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑪ ●●●から、「●●●が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込日からプロポーザル評価会議までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

2 提案書の作成

企画提案書は次に掲げる内容を含むものとし、原則A4版5ページ程度で作成してください。別途フロー図などの添付は可とします。

企画提案書は任意様式ですが、様式1を鑑としてください。

提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(ア) 業務実施方針

- a 基本的な取組姿勢

(イ) 実施計画

- a 業務フロー
- b 実施スケジュール

(ウ) 実施体制

- a 体制（人員・連絡体制など）
- b 専門性・能力（資格・実績・成果など）
- c 拠点・設備（業務実施場所・設備など）
- d 個人情報保護（個人情報の取り扱い方法）

(エ) 個別業務の実施方法

- a 文書催告（方法・手順・記録など）
- b 電話催告（方法・手順・記録など）
- c 支払方法等の相談業務（方法・手順・記録など）
- d 集金及び入金業務（方法・手順・記録など）
- e 連帯借受人、連帯保証人への催告業務（方法・手順・記録など）
- f 報告・連絡事務（方法・手順・記録など）
- g 分納管理事務（方法・手順・記録など）
- h 問合わせ対応（方法・手順・記録など）

(オ) 価格

- a 委託費見積書 成功報酬率

(カ) その他

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を●●●あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※ メール送信の際は、件名に「未収金回収委託業務」と記したうえで送信してください。

●●●●●●●●●●

〒●●●●-●●●● ●●●●●●●●●●●●

電話 ●●●●-●●●●-●●●●（内線●●●●）

FAX ●●●●-●●●●-●●●●

電子メールアドレス ●●●●@●●●●

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、●●●ホームページ内の●●●のサイトに公開します。

(<http://www.●●●●●●●●●●>)

(4) プロポーザル参加申込書の受付

① 提出書類

ア 参加申込書（別紙2）

イ 参加申込者概要書（別紙3）

ウ 誓約書（別紙4）

エ（弁護士又は弁護士法人の場合）

弁護士又は弁護士法人であることがわかる書類（写し可）

オ（債権回収会社の場合）

許可番号、営業許可年月日、商号、代表者、本店所在地のわかる書類

② 提出部数

1部

③ 受付期間

平成●●年●●月●●日（●）～平成●●年●●月●●日（●●）●

●時まで（必着）

④ 提出方法

プロポーザル参加希望者は、①に掲げる書類を●●●まで持参又は郵送にて提出してください。

※ 郵送した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 提出書類

ア 企画提案書（様式1を鑑とした任意様式）

イ 誓約書（様式2）

② 提出部数

●部（正本●部、副本●部）

③ 受付期間

平成●●年●●月●●日（●）～平成●●年●●月●●日（●）●時まで（必着）

④ 提出方法

●●●あてに持参又は郵送により提出してください。

※ 郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」としてください。

⑤ その他

プロポーザル選定委員会において、企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施してください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合

ウ 募集要項に違反すると認められる場合

エ 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

オ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

カ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商

標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正を除き、原則認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、●●●情報公開条例（平成●●年条例第●●号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査会開催日前日までに、辞退届（任意様式）を●●●に持参又は郵送により提出してください

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、●●●が別に定める委員により組織された「●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、契約候補者の選定に当たっては、評価項目及び評価基準（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し選定します。

2 プロポーザル評価会議

① 開催日時・開催場所

・平成●●年●●月上旬

- ・日時、開催場所については、後日、企画提案参加者に通知します。

② 企画提案の所要時間（予定）

- ・プレゼンテーション●分間
- ・委員からの質疑●分間

③ 注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書によってください。この場での内容の変更等は認められません。
- ・プレゼンテーションを行う方は、●名までとします。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはいたしません。

3 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、ホームページ上で公表します。

第4 契約の締結

- 1 選定した契約候補者と●●●とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と●●●との協議により最終的に決定します。

なお、選定した契約候補者と●●●との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行います。

- 2 契約保証金は、●●●会計規則（昭和●●年●●●規則第●●号）第●●●条第●項各号のいずれかに該当する場合は免除します。
- 3 契約書は2通作成し、双方が各1通を保有するものとします。
- 4 契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担となります。変更契約についても同様です。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、●●●
●●●母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和●●●年●●●●規則第●●●号）そ
の他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負
わせることができません。

3 個人情報保護

受託者が●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務を行うにあたって
個人情報を取り扱う場合には、●●●個人情報保護条例（平成●●年●
●●●条例第●●●号）、●●●が取り扱う個人情報に関する●●●個人情報
保護条例施行規則（平成●●年●●●●規則第●●●号）に基づき、その取
扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護
に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務を行うにあたり、
業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用するこ
とはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 会計管理者による検査

契約期間中に、●●●の会計管理者（出納部門）による検査を実施し
ます。書面による検査の他、必要に応じて実地による検査も実施します。
詳細は、契約締結後に、出納部門と打合せを行います。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

●●●と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が
困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合に
は、●●●は契約の取消しができます。

この場合、●●●に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。
なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、

引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、●●●及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

別 表

評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、基礎項目と加点配点の合計100点により、各評価委員が下記評価方法で評価する。

- ① 基礎項目・・・評価は「適」・「否」のどちらか記入（1つでも「否」が有る場合は、失格となる。全て「適」となった場合のみ②の評価に移る）
- ② 加算区分・・・評価は「A」（優れている（加算係数 1.0））・「B」（普通（加算係数 0.5））・「C」（劣っている（加算係数 0））
- ③ 加算配点・・・加算区分毎の配点
- ④ 評価点・・・② 加算区分（A、B、C 加算係数）×③ 加算配点

審査項目及び評価内容			
1	業務実施方針	基礎項目	加算配点
	基本的な 取り組み	母子寡婦福祉資金貸付金の性格を理解し、債務者たる母子家庭の母、その児童又は寡婦等の状況を理解しているか。委託業務の目的を理解した取り組み姿勢が示されているか。	適・否
		債務者の経済・就労状況の把握など、福祉的な観点からの配慮について、具体的な取り組み姿勢が示されているか。	●
2	実施計画		

業務フロー、 実施スケジュール	具体的な業務フロー、実施スケジュールが明確に示されているか。	適・否	/
	実施の業務フロー、実施スケジュールについて、業務をより効率的に、確実に実施するための工夫が示されているか。業務全体に関する創意工夫がされているか。		●
3 実施体制			
体制	本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立しているか。	適・否	/
	責任者と各事業担当者の役割分担や●●●との連絡体制等が示されているか。		
	●●●との連携調整が円滑に行われる体制となるような工夫がされているか。		●
	人員の配置に柔軟に対応する工夫が組織的に構築されているか。（経験・能力に見合った配置、作業量に見合った増員など）		
専門性・能力	実施に関する資格を有しているか。	適・否	/
	過去の債権回収業務の受託実績があるか。また、その成果が示されているか。		●
拠点・設備	本業務を実施する場所、設備環境（電話、FAX、インターネット等）について、十分な拠点・設備が用意されているか。	適・否	/
	業務の遂行に必要な拠点が●●●内に存在している又は協働するパートナーなどが●●●内に存在しているか。		●
個人情報保護	個人情報保護は●●●の求めるべき内容を遵守しているか。弁護士法人の場合、弁護士以外の事務員等も配置する場合、事務員等における個人情報保護の取扱い内容が示されているか。	適・否	/
	受託者が個人情報マニュアル等を作成し、本業務における個人情報の盗難、亡失及び漏洩の防止に関する具体的な計画を立案しているか。		●
4 個別業務の実施方法			
文書催告	文書催告の方法や手順等が具体的に示されているか。 ・ 支払案内書の送付方法 ・ 支払案内書の送付記録の方法 ・ 支払案内を行う際の苦情、トラブルの対処方法	適・否	/
	催告書類の送付の確実性を担保するための提案があるか（送付の方法、送付の確認方法）		●
	債務者の状況に応じた文書案が複数用意されていることが明記されているか。		

電話催告	電話催告の方法や手順等が具体的に示されているか。 ・ 電話の頻度、時間帯、電話対応者 ・ 電話内容の記録方法 ・ 苦情、トラブルの対処方法	適・否	
	催告書類の送付の確実性を担保するための提案があるか。 (送付の方法、送付の確認方法)		●
	具体的な台本案が複数例示されているか。		
支払方法等の相談業務	相談業務に対する対応方法が示されているか。	適・否	
	相談記録の管理方法が示されているか。		
	債務者の状況に応じた相談方法が示されているか。		●
集金及び入金業務	債務者からの集金及び入金の実施方法が具体的に示されているか。 集金・入金額の過不足がないよう確認体制が示されているか。	適・否	
	債務者が納付しやすいような環境を整備しているか。		●
保証人への催告業務	連帯借受人、連帯保証人への電話・文書催告の具体的な方法が示されているか。	適・否	
	どのような時期に催告を開始するかが示されているか。		●
報告・連絡事務	定期報告、適宜報告、連絡の実施方法が示されているか。	適・否	
	報告・連絡についてメールでの対応ができない場合、FAXでの対応が可能であることが示されているか。		
	メールでの対応が可能であることが示されているか。 報告・連絡について、3営業日以内での応答が可能であるか示されているか。		●
分納管理事務	分納者の管理方法が示されているか。	適・否	
	分納者の管理の過程で、納付がされない(不履行)があった場合の対応方法が示されているか。		●
問合せ対応	問合せの対応方法が明記されているか。	適・否	
	債務者からの問い合わせ、クレーム、要望に対して迅速、適切に対応する工夫を具体的に明記しているか。		●
5 その他			
成功報酬率	成功報酬率が示されているか。(成功報酬率は低い者を高位に評価)		●
その他	その他事業計画について確実性を高めるための創意工夫がなされているか。		●

別紙 1

平成 年 月 日

●●●課長 様

募集要項に関する質問書

●●●母子寡婦福祉資金未収金回収業務委託プロポーザル募集要項等について質問事項がありますので提出します。

法人名（団体名）：

所在地：

担当者名：

電話番号：

F A X：

電子メール：

質問事項	(募集要項、仕様書、または、契約書の別・ページ数等)
内 容	

(注意) 質問事項は、当様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

平成 年 月 日

「●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務」
プロポーザル参加申込書

●●●課長 様

(参加申込者)

所在地

法人名

(団体名)

代表者

印

(弁護士の場合) 登録番号 :

(弁護士法人の場合) 届出番号 :

(債権回収会社の場合) 許可番号 :

連絡先 (部署)

(担当者)

(電話番号)

(F A X)

(電子メール)

- 母子寡婦福祉資金未収金回収業務委託プロポーザル募集要項に基づき、
●●●母子寡婦福祉資金未収金回収業務委託プロポーザルに参加します。

別紙3

参加申込者概要書

(ふりがな) 名称	()
所在地	(〒)
設立年月日	西暦 年 月 日
資本金	
直近の売上高	
直近の当期純利益	
代表者	役職 氏名
従業員数	名 (うち、正規雇用者 名)
担当者連絡先	担当者所属 役職 氏名 電話番号： FAX： 電子メール：
理念 活動目的等	
事業内容	
事業の主な特色・実績 等	

※「正規雇用者」は、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員を除いた者を記載してください。

別紙 4

平成 年 月 日

●●● 様

法人名：

(団体名)

所在地：

代表者：

印

●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務のプロポーザル参加申込にあたり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 プロポーザル参加の要件を満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。

様式 1

平成 年 月 日

●●●課長 様

●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務 企画提案書

法人名：
(団体名)

所在地：

代表者：

印

様式 2

平成 年 月 日

●●● 様

法人名：

(団体名)

所在地：

代表者：

印

●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務の企画提案書の提出にあたり、
下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 提出した書類に虚偽又は不正はありません。

●●●母子寡婦福祉資金未収金回収業務委託仕様書

1. 業務の名称

●●●母子寡婦福祉資金未収金回収業務委託

2. 業務の趣旨・目的

●●●母子寡婦福祉資金の未収金の回収について、専門的な知識等を有する事業者へ委託することで未収金の効果的な回収を図る。

未収金の回収にあたっては、債務者の生活状況等に十分配慮しながら適切に実施する。

3. 委託業務の内容

(1) 貸付金概要

ア 母子家庭の母及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的とする貸付金。

イ 修学資金など12種類の貸付金で利子は無利子から年利●%まで（現行は●%）。

ウ 借主は母子家庭の母若しくは寡婦。また、原則として連帯保証人が存在するほか、一部の資金には連帯債務を負担する借主もいる。

エ 償還期間は、資金の種類により3年から10年に設定している。

オ 未収金の約7割が修学資金・就学支度金である。

(2) 業務を委託する対象債権

ア 平成●●年度において過年度分（平成●●年度以前分）として未収金となっている債権のうち●●●）が指定するもの。

イ 業務委託予定債権は、対象件数約●●●件（借受人：約●●●人）、対象債権額約●●●円。（平成●●年●●月時点。契約締結までに件数、金額の変動（増減）があることがある。）

(3) 委託業務の内容

ア 未収金回収業務（未収金の催告及び収納業務）

（ア）対象債権の借受人、連帯借受人及び連帯保証人（以下債務者という。）に対し文書通知を行うこと。

（イ）債務者に架電を行い、指定された債権を適確に回収すること。

（ウ）必要に応じて債務者を訪問すること。（ただし、必ずしも債務者全員を訪問する必要はない。訪問が必要かどうかは受注者に一任する。）

（エ）債務者から未収金を回収すること。

イ 収納した未収金の払込業務

- (ア) 回収した未収金は、月締めにて、●●●が指定する方法を用いて、●●●が指定する口座に振り込むこと。その際の手数料は受注者が負担すること。
- (イ) 平成●●年●●月に回収した未収金は、平成●●年●●月●●日までに振り込むこと。
- (ウ) 契約期間終了後に回収した未収金がある場合は、直ちに●●●に報告のうえ、上記イ（ア）の口座に振り込むこと。この場合の委託料及び振込手数料は支払わない。

ウ 未収金回収業務に係る債務者に関する調査業務

- (ア) 債務者の住所等について委託時から異動のあった事項を的確に把握すること。
- (イ) 必要に応じて債務者を訪問し、または、債務者を事務所等に呼び出し、債務者の状況を把握すること。

エ 未納者との納付相談

- 債務者の状況を把握するとともに、分納の相談等を受けた際には、●●●の承認を得たうえで収納業務を行うこと。

オ 未収金回収業務に係る報告業務

(ア) 定期報告

月末時点における対象債権について、翌月10日（当該日が●●●の閉庁日の場合はその前日）までに次の書類を提出すること。また、必要に応じて、電子媒体でも提出すること。

- ・ 委託債権回収にかかる月次業務報告書
- ・ 委託債権額の回収等異動状況一覧
- ・ 月次入金報告書

(イ) 随時報告

債務者とのトラブル、苦情等及び新たに知り得た債務者の情報については、随時報告すること。

(4) 委託期間

契約締結の日から平成●●年●●月●●日まで

4. 提供する情報

受注者が本業務を遂行するにあたって、●●●が提供する債務者の個人情報の提供範囲は平成●●年●●月●●日時点において把握しているものとし、情報内容は次のとおりとする。

- (1) 債務者の基本情報
氏名（漢字・カナ）、性別、住所、電話番号、未収額、整理番号、資金種別
- (2) その他本業務を行う上で必要となる情報
業務開始前に、これまで対象者に対して償還指導を実施していた地域福祉事務所の担当者と十分な打合せ、引継ぎを行うこと。

5. 業務実施体制

- (1) 総括責任者等の配置
本事業の進捗を管理する責任者を1名配置すること。
本契約に係る会計、人事管理等庶務に関する担当者を明確にしておくこと。
総括責任者との兼務は妨げない。
- (2) 実施体制表の作成
受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施体制を作成し、提出すること。

6. 執行の適正を期するための検査等について

●●●は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は、事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

7. 業務完了後の提出書類

本業務完了後、委託業務完了届を提出すること。

8. 関係書類等の整備

本業務実施に関する関係帳簿類を整備し、業務終了後5年間は保管する。

9. 委託料

- (1) 委託手数料の金額
本委託業務により受注者が回収した金額（月締め）に手数料率を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額の合計とする。ただし、3.(3)イ(ウ)の契約期間終了後に回収した未収金はこれに含まない。また、1円未満の端数がある場合は切り捨てを行う。
- (2) 支払い方法

委託手数料は、7.の委託業務完了届を受理した後、30日以内に受注者の指定する口座に振り込む。

10. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、この事業を実施するにあたり、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3) 個人情報保護

受託者は、委託業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合には、●●●●個人情報保護条例（平成●●年●●●●条例第●●号）、●●●●が取り扱う個人情報に関する●●●●個人情報保護条例施行規則（平成●●年●●●●規則第●●号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 不当介入における通報義務

契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

なお、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を実施することができないときは、●●●●に履行期間の延長変更を請求することができる。

11. その他の留意事項

本仕様に定めのないものは、企画提案書の提案内容を踏まえ、●●●及び受注者と協議のうえ、定めるものとする。

契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書を作成し、●●●の承認を得ること。また、業務に実施にあたっては、●●●と十分協議した上で行うこと。

予定委託対象債権の概要

件数(件)	●●●
借受人の人数(人)	●●●
未収金額(円)	●●●

<金額別>

区分	人数 (人)
1万円未満	●●●
1～5万円未満	●●●
5～10万円未満	●●●
10～50万円未満	●●●
50～100万円未満	●●●
100万円以上	●●●

<地域別>

	人数 (人)	金額(円)	関係人の● 外居住(人)	行方不明 (人)	関係人死亡 (人)
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●

公募型プロポーザル方式による提案募集の結果について

●●●課

1 事業名

●●●母子寡婦福祉資金未収金回収委託業務

2 最優秀提案者（契約交渉の相手方）

●●●●●●●●

・基礎評価 適

・評価点合計 ●●●点／●●●点

・委託料率（成功報酬率）

未収金回収実績金額の●●. ●%（消費税及び地方消費税を含まない）

3 全提案者の名称・所在地（申込順）

●●●●●●●●

（●●●●●●●●●●）

4 最優秀提案者の選定理由

審査の結果、企画提案の基礎的内容を評価する基礎項目が全て「適」と判断されたことから、最優秀提案者として契約交渉の相手方に選定した。

5 評価会議員

会議員名	所属団体、役職等
●●●	●●●●●●●●
●●●	●●●●●●●●
●●●	●●●●●●●●

委 託 業 務 契 約 書

収 入
印 紙

- 1 委託業務の目的 ●●●母子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務委託
- 2 履 行 期 間 自平成●●年●●月●●日 至平成●●年●●月●●日
- 3 委 託 手 数 料 委託業務によって月ごとに収納した金額の1000分の●●●に相当する金額（1円未満の端数切捨）の合計
- うち取引に係る消費税 上記委託手数料の100分の5に相当する金額（1円未満の端数切捨）
及び地方消費税
- 4 契 約 保 証 金 免 除

上記委託業務について、●●●（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）との間において、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、乙に対し、●●●母子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務（以下「委託業務」という。）を、別紙仕様書に基づき頭書委託手数料をもって、頭書履行期間委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

（委託手数料）

第2条 委託手数料は●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とし、これを超える場合は、乙は別途甲に協議するものとする。

2 委託手数料には、業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費が含まれるものとする。

（業務担当者の通知）

第3条 乙は、委託業務を担当する職員（以下「担当者」という。）を定め、その所属、氏名、役職を通知するものとする。また担当者を変更したときも同様とする。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。

（委託業務の調査等）

第5条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

(仕様書等不適合の場合の修正義務)

第6条 乙のした委託業務が仕様書に適合しない場合において、甲がその修正を要求したときは、乙はこれに従わなければならない。この場合において、そのために委託手数料を増額し又は履行期間を延長することはできない。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要がある場合には委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託業務の内容、委託手数料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が著しい損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期間の延長)

第8条 乙は、天災地変その他自己の責によらない理由により履行期間内に委託業務を実施することが困難なときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して、履行期間の延長を求めることができるものとする。

(経済事情の激変等による委託手数料の変更)

第9条 履行期間内に経済事情の激変又は、予期することのできない理由の発生に基づき委託手数料が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、委託手数料を変更することができる。

(管理義務)

第10条 乙は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は毎月、遅滞なく甲に対して委託業務実施届を提出しなければならない。また、乙は委託業務を完了したときには、遅滞なく甲に対して委託業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の実施状況について検査をしなければならない。

(委託手数料の支払い)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、委託手数料を請求することができる。

2 甲は、前項の正当な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託手数料を支払うものとする。

(概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず、甲は、委託業務の遂行上必要があると認め

るときは、概算払請求書による乙の請求に基づき、委託手数料の概算払をすることができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に概算払金を支払わなければならない。

(精算)

第 14 条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して各年度の精算報告書を提出しなければならない。

2 前項の規定による精算の結果、当該精算金額が第 2 条の委託手数料の限度額を超えるときは、本限度額を支払金額として確定するものとし、精算金額が同条の限度額を下回る場合には、精算金額により支払金額を確定するものとする。

3 乙は、前項により支払済みの委託手数料に剰余金が生じたときは、甲にその剰余金を返還するものとする。

(甲の契約解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

一 乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと認めるとき。

二 第 2 条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が検査もしくは監督に際し職務執行を妨げ又は妨げようとしたとき。

四 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるとき。

2 甲は、乙が前項各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額の違約金を徴収する。

(談合その他不正行為による解除)

第 15 条の 2 甲は、乙（乙が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）が本件契約に関し、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令を行い、同条第 7 項の規定により当該排除措置命令が確定したとき（独占禁止法第 77 条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

二 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、同条第 5 項の規定に

より当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含み、独占禁止法第 77 条の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

三 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があつたとして行った排除措置命令又は課徴金の納付命令に対し、乙が独占禁止法第 49 条第 6 項又は第 50 条第 4 項の規定による審判を請求し、独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により当該排除措置命令若しくは納付命令が確定したとき又は独占禁止法第 66 条の規定により当該審判請求に対する審決（同条第 3 項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）がされたとき（独占禁止法第 77 条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

四 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があつたとして行った審決に対し、乙が独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

五 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、本契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

六 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となつた取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

七 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合その他不正行為があつた場合の違約金等）

第 15 条の 3 乙は、本件契約に関し、前条第 1 項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲に対して違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。ただ

- し、前条第1項第1号から第6号までのうち、審決の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合、その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙は、本件契約に関し、前条第1項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する契約金額の10分の1に相当する額のほか、甲に対して違約金（違約罰）として契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 4 前3項の規定は、本件契約の終了後においても適用があるものとする。
 - 5 乙が第1項及び第2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
（暴力団排除措置による解除）

第15条の4 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 乙の役員等（●●●が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 三 乙の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- 四 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- 五 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。

六 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

七 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の契約解除権)

第16条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 第7条第1項の規定により業務内容を変更したため、第2条で定める限度額が3分の2以上減少したとき及び業務の中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。

二 甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を実施することが不可能となったとき。

(賠償金、損害金又は違約金の控除等)

第17条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託手数料支払の日まで年●.●パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託手数料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年●.●パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

(契約期間終了後の収納金の取り扱い)

第18条 契約期間終了後に収納された金員の取扱いについては、仕様書のとおりとする。

(個人情報保護)

第19条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第21条 この契約書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自

1通を保有する。

平成●●年●●月●●日

甲 ●●●
代表者 ●●●●●●

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、この契約による事務については、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第11 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

見 積 書

1 委託業務名 ●●●母子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務

2 履行期限 平成●●年●●月●●日

上記の委託業務について、下記のとおり見積もります。

条件として未収金額_____円の場合で回収見込率 %の場合

金額 _____円 (成功報酬割合 % (税込))

平成 年 月 日

発注者 ●●●●●●

●●●●●●

見積者 住所

名称